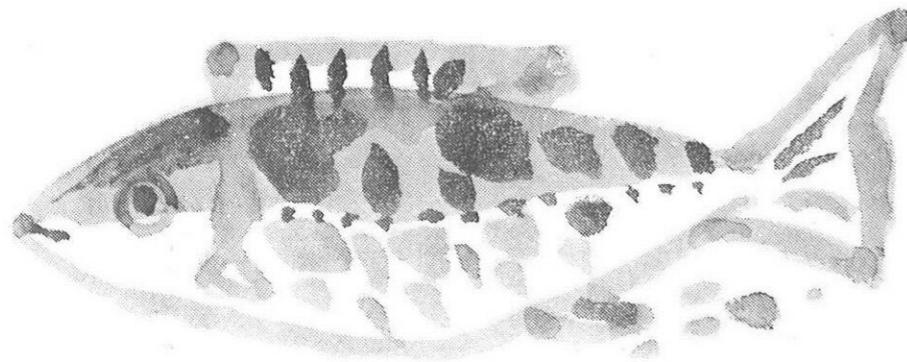


る。

貸付け対象としての施設は、その施設を設置することが品質の向上、製品コストの引き下げ定はないが、消耗工具、什器、備品、または事務所或いはぜいたくな施設、遊興、娯楽、都市美化などに関する施設は除かれることになっている。



魚は冷凍ショーケースのお店から

／魚屋さんの店舗改善運動／

食中毒の50%は、魚介類やその加工品に原因していると推定されています。

魚屋さんの施設改善はもちろん、消費者のみなさんも食品衛生の立場から積極的な協力をお願いします。

有機燐製剤は
皮膚について
も中毒したり
死亡したりし
ます。



● 作業中の取扱いは
特に注意しましょ
う
● パラチオン・テツブなどは
必ず、農家組合ごとに共同
保存して下さい。
● 他の農薬も、鍵のかか
る農薬保管箱を備えつけて
確実に保存して下さい。

中小企業の資金対策

貸付金額 二十万円以上
貸付率 事業費の $\frac{1}{2}$ 以内
償還期間と方法
一年据置き、半年
賦四年均等償還

締切りは

「設備近代化資金」の貸付け申請は六月末日までにもよりの県事務所を経由して、県あてに提出することになっている。(「共同施設資金」は今のところ七月末日までの予定)

（商政課）

貸付けの内容

貸付けを受けられる方は

- A 五人以上の移転就職者を雇い入れる事業主
 - B 雇用する移転就職者が移転就職者用宿舎に入居している事業主
 - C 労働大臣の指定する多数の求職者が居住している地域（指定地域）で、事業場を新設又は拡充し、新設の場合三十人以上、拡充の場合は十人以上上の労働者を雇い入れる事業主
 - D 指定地域に居住する労働者を、指定地域外の事業場に五人以上雇い入れる
 - E 三十五才以上の労働者を三人以上雇い入れる事業主
 - F 中小企業主の方で、住宅その他の福祉施設が不備なために、必要な労働者を雇い入れることが困難な方
- ★ 法人である事業主の団体も、加入している事業主が雇い入れる上記の労働者を合計した数が一定数以上になる場合その他、それぞれの場合に応じて貸付けを受けることがあります。

貸付けの対象となる施設は

社宅、寄宿舎、衛生室、体育施設、共同浴場、食堂、炊事場、託児所、図書室、集会室、売店等

貸付対象者の区分	施設の区分	率
中小企業事業主又は中小企業事業主が3分の2以上加入している団体	福祉施設	9/10
上記以外の事業主	労働者住宅	7/10
又は事業主の団体	その他の福祉施設	8/10

● 債還方法は
割賦元金均等償還です。
● 受付は六月十五日まで
申込用紙は次の代理店に備え付けてあります。
肥後銀行本店、八代支店、水俣支店、天草支店、肥後相互銀行、荒尾支店、熊本相互銀行、人吉支店
(職業安定課)

資金の種類	施設の別	施設の構造	償還期限	据置期間
新築資金、増改築資金及び土地取得資金	労働者住宅	耐火構造 その他の構造	25年以内 20年以内	なし
	その他の福祉施設	耐火構造 その他の構造	20年以内 15年以内	3年以内
	設備備品購入資金		5年以内	6月以内

1	2	3	4
● 設備備品購入資金 ● 管理費及び設備工事費 ● 土地の購入又は整地等のための資金 ● 勘定監修料			